# 自己負担限度額(月額)

	• •	
区分	9月30日まで	10月1日から
一般	72,300 円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算 (40,200 円) 2	
上位所得者 1	139,800 円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算(77,700円)	
住民税 非課税世帯	35,400 円 (24,600 円)	35,400 円 (24,600 円)

- 基礎控除後の総所得金額などが600万円を越える世帯
- 2 )内の額は、過去12か月間に一つの世帯での支給が4 回以上あった場合の4回目以降の限度額

# 出産育児一時金が変わりました

より、

70

で

医

療

を受

î

被保険者が出産したときに受けられる出産 育児一時金の支給額が、1 児につき300,000円 から350,000円に引き上げられました。

た分は高額医

ざれ

ま

す。

た場合、

申請をして認められ

担 医

額

の合計が高額

療機関で支払っ

た になっ

医療費として支給されます。 負担限度額を超えた分は高額 人は左の表のように限度額 の改正により、 をして認められると自己 合計が高額になった場合 療機関で支払う自己負担 70歳未満 までとされていましたが、 性腎不全で人工透析を要する 行う必要がある病気の場合、 か月の自己負担額は1万円 額の治療を長期間続けて

額の

矢

請

引き上げられます。 負担額が1万円から2万円に 所得者につい ては、 自己

今回

部引き上げられます。

の自己負担限度額を引き上げ 人工透析を要する上位所

額を一部引き上げ

高額療養費の自己負担限度

療保

険

Ē さ

矢

療

費

0

É

満

げられます。 合が2割から3割 役並みの所得がある人は、 で医療を受ける人のうち、 の自己負担割合を引き上げ 機関に支払う自己負担割 70 歳以上または老人保 に引き上

医 現 健

き上げ 自己負担限度額を一 高額療養費 (高額医療費) 部引

ると自己負担限度額を超 歳以上または老人保 今回の改正に 療費として支 る人は下の

き上げられ

います。

のように限度

額

が

自己負担限度額(月額)									
	9月30日まで		10 月 1 日から						
区分	外来	外来 + 入院	外来	外来 + 入院					
	(個人単位)	(世帯単位)	(個人単位)	(世帯単位)					
一般	12,000円	40,200 円	12,000円	44,400 円					
現役並み所得者 3	40,200円	72,300 円 + 医療費が361,500 円を超 えた場合は、超えた分の 1%を加算 (40,200 円) 4		81,100 円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算 (44,400 円)					
低所得者 5	o 000 III	24,600 円	8,000円	24,600 円					
低所得者 6	8,000 円 15,000 円		0,000 🗇	15,000円					

- 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる 人など(くわしくはおたずねください)
- )内の額は、過去1年間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
- 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯全員)が住民税非課税の人
- 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健で医療を受ける人の場合は世帯全員)が住民税非課税で、その世 帯の各所得が必要経費を差し引いたとき0円になる人。

### 療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わりました

療養病床に入院する 70 歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担してい ましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになりました。 くわしくは おたずねください。

> お問合せ 役場 健康福祉課(電話 72-0334)

現役並みの所得がある人

# 負 担 が変 わ 1) É

# 10月1日から

# サービスが変わりました

# 10月からの主な改正点

新しいサービス体系による自立支援給付が 始まりました

日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給 付」と、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給 付」があり、在宅で訪問などを受けたりする「訪問 系」サービスや、施設等に通所し利用する「日中活 動系」サービス、施設等に入所する住まいの場とし ての「居住系」サービスがあります。

まり、また10月からはサービ自立支援医療費の給付が始に応じた上限月額の設定)や、 自立 ス体系 新しい障害福祉サービスが 域生活支援事業の開始など、 利用者負担の仕組みの見 支援 成 また10月からはサー (種類)の見直しや地 18 割の定率負担と所得 法年 4 の 月 部か がら施障 行 害

区分	種類	サービス名	サービス内容
訪問系・	介護給付	居宅介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な 支援・外出支援を行います。
そ		児童デイサービス	障害児に、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
の他		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・ 食事の介護などを行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介
	介護給付	70. CC71 R2	護および日常生活の世話を行います。
	71 12.00	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、
			創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力     の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上 のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上 のために必要な訓練を行います。
居住系	介護給付	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	訓練等給付	共同生活介護 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

## 補装具制度の仕組みが変わりました

対象となる補装具の種類の見直し:ストマ用装具等が「日常生活用具給付等事業」へ移行します。

利用者負担の見直し: 1割の定率負担と所得に応じた上限月額を設定します。

支給の仕組みが、これまでの現物給付から補装具費(購入費等)を支給する仕組みとなります。

## 地域生活支援事業が始まりました

地域生活支援事業は、10月から始まった、地域の実情に応じて市町村や都道府県が行う事業です。 まちでは次の事業に取り組みます。

事業名など	サービス内容	利用者負担	委託先など
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。町 の窓口のほか、町が委託している相談支援事業者でも相談に応じます。	無料	すてっぷ、まちくら、 翼、もみの木園、境 港通勤寮
コミュニケーション 支援事業	聴覚障害のある方へ、手話通訳者等の派遣を行います。	同上	NPO法人ふくろう
日常生活用具給付 等事業	重度障害者等に日常生活を便利にする用具の給付等を行います。 これまでの制度との変更点: 対象となる用具の見直し、 利用者負担 の見直し補装具の例による	1割の定率負担 と所得に応じた 上限額を設定	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、社会参加等に必要な外出時の 移動を支援します。	同上	居宅介護事業者など
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援・一時的な 休息を目的とします。	同上	同上